

天津市大気汚染防止条例

2015-01-30

# 天津市大気汚染防止条例

2015年1月30日天津市第16期

人民代表大会第三回会議通過

## 第一章 総則

第一条 大気汚染を防止し、生活環境と生態系環境を保護改善し、公衆の健康を保障し、経済と社会の持続的発展を促進するために、「中華人民共和国大気汚染防止法」などの関連法令に基づき本市の実情を踏まえ、本条例を制定する。

第二条 大気汚染防止は、良好な環境大気質の実現を目標とし、保護優先、予防中心、総合対策、住民参加、損害者責任の原則を堅持しなければならない。

第三条 市人民政府は、本市の環境大気質に責任を負う。区县人民政府は、管轄行政区域の環境大気質に責任を負う。

市と区県の人民政府は、大気環境保護業務を公民経済社会発展計画と実行計画に盛り込み、大気汚染物質排出総量を規制し、都市レイアウトを合理的に計画し、生態系の構築を強化し、経済発展方式を転換し、産業構造と配置を最適化し、クリーンプロダクションを促進し、環境大気質を定められた基準に到達させるよう、大気環境を保護改善しなければならない。

郷鎮人民政府と街道弁事処は、大気汚染防止の監督管理責任を履行し、大気環境を保護改善しなければならない。

第四条 市と区県の人民政府は、大気汚染防止に対する財政投資を拡大し、資金の使用効率を高めなければならない。

民間資本が大気汚染防止分野に進出するよう奨励・指導し、金融機関が大気汚染防止事業に対する融資支援を増やすよう指導する。

第五条 環境保護行政主管部門は、管轄行政区域の大気汚染防止事業を統一監督管理する。

発展改革、工業情報化、建設、市場監督、交通運輸、農村工作、商務、都市景観・公園緑地、公安、国土不動産管理、計画、水務、海事などの関係行政主

管部門は、各自の職責の範囲内で大気汚染防止の監督管理を行う。

第六条 大気汚染防止の科学技術研究、先進的な大気汚染防止技術の普及応用を奨励支援し、太陽エネルギー、風力、地熱、浅部地熱などのクリーンエネルギーの開発利用を奨励支援し、石炭クリーン利用技術の開発と普及を奨励支援する。

市環境保護行政主管部門は、大気環境容量、汚染原因、処理技術、防止政策などの研究を強化し、対応策を適時に提示しなければならない。

第七条 本市は、大気汚染防止に関する地域化精密管理を実施し、環境大気質目標責任制と考課評価制度を実施し、環境大気質目標達成状況を対策実施状況を市人民政府関係部門と区県人民政府およびその責任者の考課内容とし、考課結果を定期的に社会に公表する。

第八条 環境大気の保護と改善に顕著な成績を上げた組織と個人に対し、市と区県の人民政府は報奨を与える。

第九条 市と区県の人民政府は、定期的に同級の人民代表大会常務委員会に大気汚染防止事業の状況を報告し、監督を受けなければならない。

## 第二章 大気汚染共同防止

第十条 市環境保護行政主管部門は、関係部門と共同で国家大気汚染防止要求と本市の実情に基づき、大気汚染防止計画を作成し、全市環境保護計画に盛り込み、市人民政府の批准を経て公布し実施しなければならない。

区県人民政府は、管轄区域の大気環境状況と大気汚染防止要求に基づき、環境大気対策と段階的基準達成プランを制定しなければならない。

第十一条 市人民政府は、国家環境大気質基準と汚染物質排出基準に定めのない項目について、本市の地方基準を制定することができる。国家大気汚染物質排出基準に定めのある項目について、国家基準より厳しい地方基準を制定することができる。それらは国務院環境保護主管部門に届け出る。

第十二条 本市は、大気汚染物質排出濃度規制と重点大気汚染物質排出総量規制を結び付けた管理制度を実行する。

大気中に汚染物質を排出する場合、その汚染物質の排出濃度は、国と本市が定めた排出基準を超えてはならない。重点大気汚染物質を排出する場合は、総量規制指標を超えてはならない。

第十三条 市発展改革行政主管部門は、関係部門と共同で、国の産業構造調整に対する規定と参入許可基準を厳格に執行し、高汚染工業プロジェクトの新設・増設を禁止しなければならない。

市工業情報化行政主管部門は、関係部門と共同で、国の旧式製品、プロセス、設備の廃棄に関する規定を厳格に執行しなければならない。

第十四条 重点大気汚染物質排出工業プロジェクトを新設する場合は、排出削減、資源循環利用、集中処理に有利という原則に基づき、工業団地内にまとめて建設しなければならない。

第十五条 市発展改革行政主管部門は、市財政、環境保護行政主管部門と共同で、大気汚染物質排出費徴収に関する事項と徴収基準を法に従って決定し、公表しなければならない。

第十六条 市環境保護行政主管部門は、環境大気質と大気汚染源の統一監督監視を担当し、環境大気質監視ネットワークを構築改善し、環境大気質の予報、日報を公表し、リアルタイムで環境大気質データを公表し、定期的に環境大気質状況公報を公表する。

市気象部門と市環境保護行政主管部門は、共同で環境大気質予報と重汚染天候予報業務を適切に行う。

第十七条 大気中に汚染物質を排出する企業・団体は、大気汚染防止と汚染物質排出管理責任制度を構築し、組織の責任者と関係者の責任を明確にしなければならない。

第十八条 大気中に汚染物質を排出する建設プロジェクトを新設・改築・拡張する場合、環境影響評価を受けなければならない。その内、重点大気汚染物質を排出するプロジェクトは、重点大気汚染物質排出指標を取得しなければならない。法に従い環境影響評価を受けていない建設プロジェクトは、着工してはならない。

第十九条 施主は、建設プロジェクトの付属で建設する大気汚染防止設備と本

体施設を同時設計、同時施工、同時使用開始しなければならない。大気汚染防止設備が完了検査に合格していなければ、本体施設は、稼働もしくは使用を開始してはならない。

第二十条 大気汚染防止設備は、正常に使用しなければならない。

大気汚染防止設備を撤去もしくは使用停止する場合は、10 日前までに所在地の区環境保護主管部門に申告し、撤去もしくは使用停止する理由を説明しなければならない。その他の方法で汚染物質排出が規定の要求に達している場合は、区環境保護行政主管部門は、申告を受けてから 10 日以内に承認しなければならない。

第二十一条 大気に汚染物質を排出する企業・団体その他の事業者は、国家规定に従い所在地の環境保護行政主管部門に申告し、規定に従い汚染物質排出費を納付しなければならない。

徴収した汚染物質排出費は一律に財政に上納し、国家规定に従い大気汚染防止に用い、他の目的に流用してはならず、会計検査機関が会計検査を実施する。

第二十二条 大気中に汚染物質を排出する企業・団体その他の事業者は、国と本市の規定に従い、大気汚染物質排出口と緊急排気路を設置しなければならない。

闇排出、監視データの改ざん・偽造、現場検査回避を目的とした臨時休業、非緊急状況下での排気バイパスの開放、大気汚染防止設備の不正常運転など監督回避の方法で大気汚染物質を排出することを禁止する。

第二十三条 大気中に汚染物質を排出する組織は、下記の義務を履行しなければならない。

(一) 規定に従い自組織の排出状況を自ら監視し、監視能力がない場合は、環境監視機関もしくは資格を有する民間測定機関に委託して監視を行わなければならない。

(二) 監視データファイルを作成し、オリジナルの監視記録を三年以上保存しなければならない。

(三) 規定に従い、監視ポイントとサンプリング台を設置し使用する。

(四) 環境保護行政主管部門が実施する監督的監視に協力する。

(五) 規定に従い監視データなどを社会に向けて公開する。

第二十四条 環境容量、汚染排出組織の排出汚染物質の種類・数量・濃度など

の要素に基づき、国と本市環境保護行政主管部門が定めた大気汚染物質重点排出組織は、環境保護行政主管部門とネットワーク接続した大気汚染源オンライン自動監視設備を取り付け、正常稼働させ、監視データの正確性を維持しなければならない。

市環境保護行政主管部門は、重点汚染排出組織リストを公表しなければならない。

大気汚染源オンライン自動監視の有効データは、環境保護行政主管部門の環境法執行と管理の根拠とすることができる。

第二十五条 環境保護行政主管部門とその他の環境保護監督管理責任を負う部門は、汚染排出組織の違法行為を取り締まり、処罰結果を遅滞なく社会に公表し、市場主体信用情報公示システムに記入しなければならない。

第二十六条 大気中に汚染物質を排出する企業は、排出する大気汚染物質の種類と数量、大気汚染防止設備の建設と運転状況などの環境保護情報を偽りなく公開し、公衆の監督を受けなければならない。

第二十七条 公民、法人およびその他の組織は、大気汚染違法行為について告発する権利を有する。証拠を調べて事実であれば、報奨を与える。報奨方法は市人民政府が定める。

公民、法人およびその他の組織が市と区県の人民政府およびその環境保護行政主管部門もしくはその他の関係部門が環境の監督管理に関する職責を履行していないことを発見したときは、上級機関もしくは監察機関に告発することができる。

告発を受けた機関は、告発者に関する情報を秘密にし、告発者の権益を保護しなければならない。

第二十八条 公民、法人およびその他の組織は、大気環境を保護する義務を負う。公衆のグリーン外出、公共交通機関、自転車、歩行による外出の優先的な選択により、自動車排ガスを減らすことを推奨する。

### 第三章 重点大気汚染物質総量規制

第二十九条 本市は、重点大気汚染物質排出総量規制を実施する。市環境保護行政主管部門は、国の査定した重点大気汚染物質排出総量と本市の環境大気質

状況および経済社会発展水準に基づき、重点大気汚染物質排出総量規制計画を策定し、市人民政府の批准を経て、市環境保護行政主管部門が実施する。

区県環境保護行政主管部門は、重点大気汚染物質排出総量規制計画で査定された指標に従い、実情に基づき、管轄行政区域の重点大気汚染物質排出総量規制実施プランを策定し、区県人民政府の批准後に実施し、併せて市環境保護行政主管部門に報告する。

第三十条 重点大気汚染物質排出総量規制指標を超過した地区に対して、市と区県の環境保護行政主管部門は、当該地区での重点大気汚染物質排出総量を増やす建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査を一時停止しなければならない。

第三十一条 重点大気汚染物質排出組織の汚染物質排出総量は、環境保護行政主管部門が重点大気汚染物質排出総量規制計画と排出基準に基づき、公開・公平・公正の原則により査定する。

第三十二条 本市は、重点大気汚染物質排出総量の厳格な規制と排出総量削減計画実行を前提に、総量削減に有利の原則に照らし、大気汚染物質排出権取引を行うことができる。実施方法は、市人民政府が制定する。

第三十三条 本市は、大気汚染物質について汚染物質排出許可証制度を実行する。

汚染物質排出許可証管理に盛り込まれた大気中に汚染物質を排出する組織は、規定に従い環境保護行政主管部門に汚染物質排出許可証の発行を申請し、排出許可証に記載された汚染物質の種類、排出総量指標などの要求に従い汚染物質を排出し、段階的に汚染物質排出総量を減らさなければならない。

#### 第四章 高汚染燃料による汚染防止

第三十四条 市と区県の人民政府は、対策を採って、エネルギー構造を改善し、クリーンエネルギーの生産と使用を広めなければならない。

第三十五条 市人民政府は、高汚染燃料使用禁止区域を指定・公表し、環境大気質状況に基づき、段階的に使用禁止区域の範囲を拡大する。

高汚染燃料使用禁止区域内では、新設・改築・増築プロジェクトの石炭、重

油、残油、石油コークスなどの高汚染燃料の使用を禁止する。

第三十六条 高汚染燃料使用禁止区域内の既存の石炭火力発電所と企業・団体その他の事業者が使用する高汚染燃料のボイラーと窯炉は、国が別途規定する場合を除き、市もしくは区县人民政府が定めた期限内に天然ガスなどのクリーンエネルギーへの転換、系統連系もしくは撤去を行わなければならない。

第三十七条 本市は、燃料用石炭消費総量規制を実施する。市発展改革行政主管部門は、関係部門と共同で本市のクリーンエネルギー発展計画を策定し、燃料用石炭消費総量規制目標を決定し、燃料用石炭消費総量規制プランを制定して実施し、燃料用石炭の消費総量を段階的に削減しなければならない。

区县人民政府は、燃料用石炭消費総量規制目標と規制プランに従い管轄行政区域のクリーンエネルギー転換計画を制定し、実施しなければならない。

第三十八条 国と本市が定めた基準に適合しない燃料用石炭とその製品の販売と使用を禁止する。商務、市場監督行政主管部門は、販売場面で監督管理を実施する。環境保護行政主管部門は、使用場面で監督管理を実施する。

第三十九条 市商務行政主管部門は、本市の都市農村計画に基づき、大気汚染防止要求に従い、営業用石炭貯蔵場と民生用石炭配送所の設置と総量規制計画を制定しなければならない。

石炭販売企業は、石炭を営業用石炭貯蔵場に集中保管しなければならない。

外環線の内側には営業用石炭貯蔵場を設置してはならない。

## 第五章 自動車と船舶の排ガス汚染防止

第四十条 市人民政府は、公共交通優先発展計画を制定し、公共交通システムを整備し、公共交通による外出比率を高めなければならない。

第四十一条 本市で販売、運転される自動車の排ガス排出は、本市の排出基準に適合しなければならない。

本市排ガス排出基準に適合しない自動車に対し、公安交通管理部門は、自動車登記を行わない。

第四十二条 自動車所有者もしくは使用者は、自動車を正常に使用しなければ

ならず、排ガス汚染防止設備を撤去したり、使用停止したり、勝手に改装してはならない。

第四十三条 本市で販売、使用される非道路移動用機械（オフロード機械）は、国と本市の定めた汚染物質排出基準に適合しなければならない。

農村工作、建設などの行政主管部門は、環境保護行政主管部門に協力し、それぞれの職責に応じ、農業機械、建設機械など非道路移動用機械が排出する汚染物質の監督管理を強化しなければならない。

第四十四条 自動車修理組織が自動車排ガス排出に関する修理と整備を行う際は、国と本市の関係技術規範に適合しなければならない。修理整備後の自動車は、定められた排ガス排出基準を達成しなければならない。

交通運輸行政主管部門は、自動車修理組織の監督管理を強化しなければならない。

第四十五条 本市は、自動車排ガス定期検査制度を実施する。

自動車を使っている所有者は国と本市の定めに従って自動車を検査機関に送り、その排気ガスを定期検査しなければならない。検査合格後、環境保護行政主管部門は、環境保護検査合格ラベルを発給する。

環境保護検査合格ラベルを取得していない、又は汚染物質を基準超過排出している自動車は路上走行してはならない。

第四十六条 環境保護行政主管部門は、自動車駐車場所で使用中の自動車の汚染物質排出状況を抜取監督検査することができる。

環境保護行政主管部門は、道路上を走行している自動車の汚染物質排出状況を遠隔測定で監視することができる。遠隔測定で取得したデータに争いがないときは、環境取締りの根拠とすることができる。争いがあるときは、当事者はその他の監視方法での再測定を申請できる。

第四十七条 高汚染排出自動車と非道路移動用機械の前倒し廃棄を奨励する。市環境保護行政主管部門は、市の財政、交通運輸、公安、商務、市場監督などの行政主管部門と共同で、環境大気質状況および自動車と非道路移動用機械の汚染排出状況に基づき、高汚染排出の使用中の自動車と非道路移動用機械の処理プランを制定し、市人民政府の批准後に実施する。

第四十八条 本市は、国の規定に従い営業用自動車の強制廃棄制度を実行する。

国家規定の使用年限に達した営業用自動車は、強制廃棄しなければならない。

第四十九条 本市で販売・使用される船舶は、国と本市の大気汚染物質排出基準に適合しなければならない。

船舶の所有者もしくは使用者は、船舶を正常に使用しなければならない。汚染処理装置を撤去したり、勝手に改装したりしてはならない。

停泊中の船舶に対する岸壁給電方式の採用を推進し、船舶が停泊中に岸壁給電を使用するよう提唱する。既存の埠頭には段階的に岸壁給電施設改造を実施しなければならない。新設埠頭には岸壁給電施設を計画、設計、建設しなければならない。

市交通運輸行政主管部門と海事部門は、それぞれの職責に従い、船舶が排出する大気汚染物質の監督管理を強化しなければならない。

第五十条 本市で販売される自動車、非道路移動用機械および船舶用の燃料は、国と本市が定める品質基準に適合しなくてはならない。

市場監督行政主管部門は、給油所の燃料品質監督検査を強化しなければならない。

## 第六章 揮発性有機化合物、廃ガス、粉じん、悪臭の汚染対策

第五十一条 市環境保護行政主管部門は、市場監督行政主管部門と共同で塗料などの製品の揮発性有機化合物含有量上限値基準を制定しなければならない。

揮発性有機化合物を含む原料と製品を生産、販売、使用する際、その揮発性有機化合物含有量上限値は、国と本市の基準に適合しなければならない。

第五十二条 揮発性有機化合物低含有もしくは揮発性有機化合物不含有の原料と製品の生産、販売、使用を奨励する。

本市の市場監督行政主管部門は、市環境保護行政主管部門と共同で関連業界団体が定期的に揮発性有機化合物低含有製品リストを公表するよう指導しなければならない。

第五十三条 揮発性有機化合物を含む廃ガスが発生する事業活動は、密閉空間もしくは密閉設備の中で行わなければならない。また規定に従って汚染防止設備を設置・使用しなければならない。密閉できないときは、廃ガス排出削減措置を採らなければならない。

第五十四条 石油、化学工業およびその他の揮発性有機溶剤を生産、使用する企業は、ガス漏れ検知修理技術を採用し、パイプと設備の日常点検、修理を行い、揮発性有機化合物漏洩低減措置を採らなければならない。

第五十五条 燃料補給所、石油・ガス貯蔵施設、ガスタンク車を保有する組織は、関係規定に従って蒸気回収装置を設置・使用し、毎年環境保護主管部門にガソリン蒸気排出検査報告を提出しなければならない。

第五十六条 工業塗装企業は、台帳を作り、原料・副原料の揮発性有機物質含有量、使用量、廃棄量と行き先を記録しなければならない。台帳は、三年以上保存しなければならない。

第五十七条 飲食サービス、ドライクリーニング、自動車修理などの事業者は、環境保護行政主管部門の規定に従い、油煙・異臭・廃ガスなどの汚染物質の浄化処理設備を設置・使用し、定期的に浄化処理設備の洗浄保守を行わなければならない。排出する汚染物質は規定の排出基準を超えてはならず、周辺環境と住民生活に影響を与えてはならない。

住宅棟、専用煙突が設置されていない商業・住宅コンプレックス、商業・住宅コンプレックス内の住宅階に隣接する商業階内において油煙・異臭・廃ガスを発生する飲食サービス事業の新設・改築・拡張することを禁止する。

第五十八条 いかなる組織・個人も、人口集中地区と住宅地内で有毒有害ガス、悪臭ガスが発生する事業場を新設、改築、拡張することを禁止する。

いかなる個人・組織も、人口集中地区その他の特殊な保護を要する区域内で悪臭ガスが発生する物質を貯蔵、加工、製造、使用することを禁止する。

第五十九条 工業企業が大気中に有毒有害ガス、悪臭ガス、粉じん物質を排出する際は、作業場密閉方式を採用し、併せて集中処理などの排出設備を設置・使用し、製造工程での漏洩を防止しなければならない。

第六十条 アスファルト、アスファルト・フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ごみその他の有毒有害ガス、悪臭ガス、ばいじんが発生する物資の野焼きを禁止する。

区県人民政府が指定した区域外の公共場所での屋外バーベキューを禁止する。

第六十一条 組織と個人が花火・爆竹を使用する際は、国と本市の関係規定を順守しなければならない。

## 第七章 飛散粉じん汚染防止

第六十二条 建築工事、家屋解体工事、水道工事、造園緑化工事などの施工現場で、施工者は関係規定に従い、フェンス設置、シート覆い、路面舗装、散水、洗浄などの措置を採って飛散粉じん汚染を防止しなければならない。

第六十三条 工事現場でコンクリートの攪拌を行うことを禁止する。工事現場にモルタル・ミキサーを設置する際は、防じん装置を設置しなければならない。

第六十四条 石炭、石炭脈石、石炭殻、石炭灰、鉱物粉末、砂礫、石灰など粉じんを飛散させやすい資材の置き場は、密閉しなければならない。密閉できない場合は、規定に従い厳密なフェンスもしくは防風防じんネットを設置し、併せて有効なカバーをして粉じん飛散を防止しなければならない。資材の積み降ろしでは密閉もしくは散水などの方法で粉じん飛散を抑制しなければならない。

第六十五条 運送会社が建設残土、鉱物粉末、砂礫、プラスター、建築ごみなどのばら荷、液状資材を運ぶ際は、専用車両で密閉し、かつ、指定の時間、区域、路線を通して輸送しなければならない。

第六十六条 道路、広場、公園その他の公共場所で清掃作業を行う際は、清掃作業に関する基準を厳格に執行して、粉じん飛散を防止しなければならない。

都市の主要道路清掃は、低粉じん作業方法を採用し、道路機械化清掃率と再生水洗浄率を高めなければならない。

## 第八章 重汚染警報と緊急対応

第六十七条 本市は、重汚染天気警報メカニズムを構築する。市人民政府は、重汚染天気緊急対応計画を制定し、社会に公表しなければならない。

市人民政府の関係部門と区県人民政府は、重汚染天気緊急対応実施プランを制定しなければならない。

重汚染天気が出現したときは、市人民政府は、遅滞なく警報を発表し、緊急

対応計画を実行に移し、緊急対応措置を採らなければならない。

第六十八条 突発大気汚染事故が発生し、公衆の健康と環境の安全に影響する可能性があるときは、市と区県の人民政府は、遅滞なく警報を公表し、緊急対応措置を採らなければならない。

緊急対応の処置が終わったら、市もしくは区県の人民政府は、直ちに環境影響と損失の評価を行い、併せて評価結果を社会に公表しなければならない。

第六十九条 大気汚染事故発生の可能性のある企業・団体その他の事業者は、国と本市の関係規定に従い緊急対応計画を制定し、環境保護行政主管部门と関係部門に報告しなければならない。

企業・団体その他の事業者は大気汚染事故が起きたときは、緊急対応計画を実行に移し、直ちに所在地の区県人民政府およびその環境保護行政主管部门に報告しなければならない。

## 第九章 区域大気汚染防止協力

第七十条 本市は、北京市、河北省および周辺地区と大気汚染防止調整協力メカニズムを構築し、定期的に区域内大気汚染防止に関する重大事項を協議する。

第七十一条 市人民政府は、本市と北京市、河北省および周辺地区の大気汚染防止需要に基づき、高汚染排出車両の廃棄を加速する。

第七十二条 市人民政府は、北京市、河北省および周辺地区人民政府と共同で、重汚染天気緊急対応連動メカニズムを構築し、遅滞なく警報と緊急対応に関する情報を通報し、併せて必要に応じ関係省市人民政府に相応の対応措置を採るよう依頼しなければならない。

第七十三条 市の環境保護などの行政主管部门は、北京市、河北省および周辺地区の関係部門との連絡調整メカニズムを構築し、省市境界に近隣省市の大気環境に影響を与える可能性のある重大プロジェクトを建設するときは、遅滞なく関連情報を通報しなければならない。

第七十四条 市環境保護行政主管部门は、北京市、河北省および周辺地区との大気汚染防止研究協力を強化し、区域大気汚染原因、発生源の解析および防止

政策、基準、措置など重大問題に関する共同研究を実施し、省エネ排出削減、汚染排出、産業参入条件、廃棄などの分野の環境基準の統一を推進しなければならない。

## 第十章 罰則

第七十五条 本条例の規定に違反し、大気汚染物質の排出が基準を超えた場合は、環境保護行政主管部門が期限を定めて是正を命じ、併せて10万元以上100万元以下の過料を科す。

重点大気汚染物質排出が汚染物質排出許可証で査定された排出総量指標を超えた場合は、環境保護行政主管部門が汚染物質の排出停止を命じ、10万元以上100万元以下の過料を科し、併せて排出総量指標を超えた部分を次年度の排出総量指標査定の際に差し引く。汚染物質排出停止を拒否した場合は、環境保護行政主管部門が生産制限、操業停止しての是正などの措置を命ずることができる。行為が悪質な場合は、批准権を有する人民政府の批准を経て営業停止、閉鎖を命じる。

第七十六条 本条例の規定に違反し、環境影響評価文書の承認を得ずに勝手に着工した場合は、環境保護行政主管部門が建設工事の停止を命じ、5万元以上20万元以下の過料を科す。併せて原状回復を命ずることができる。

第七十七条 本条例の規定に違反し、建設プロジェクトの大気汚染防止設備を建設せず、もしくは検査で合格していないのに、本体施設を稼働もしくは使用した場合は、当該建設プロジェクトの環境影響評価文書を審査した環境保護行政主管部門が生産もしくは使用の停止を命じ、併せて1万元以上10万元以下の過料を科す。

第七十八条 本条例の規定に違反し、以下のいずれかの行為に該当する場合は、環境保護行政主管部門が違法行為の停止、期限を定めて是正を命じ、併せて20万元以上20万元以下の過料を科す。

(一) 汚染物質排出に関する申告事項の申告を拒否し、もしくは虚偽申告した場合。

(二) 環境保護行政主管部門の現場検査を拒否し、もしくは検査時に資料を捏造した場合。

(三) 大気汚染防止設備を規定通り設置、使用せず、もしくは環境保護行政主

管部門の承認を受けずに大気汚染防止設備を勝手に撤去、使用停止した場合。

第七十九条 本条例の規定に違反し、闇排出、監視データの改ざん・偽造、現場検査回避目的の臨時休業、非緊急時のバイパス開放排出、大気汚染防止設備の不正常運転などの監督回避方法を使って大気汚染物質を排出した場合は、環境保護行政主管部門は、期限を定めて是正を命じ、併せて10万元以上100万元以下の過料を科す。

第八十条 本条例の規定に違反し、以下のいずれかの行為に該当する場合は、環境保護行政主管部門が期限を定めて是正を命じ、2万元以上20万元以下の過料を科す。

(一) 規定に従い排出する大気汚染物質の監視を行わず、もしくはオリジナルの監視記録を保存しなかった場合。

(二) 環境保護行政主管部門とのネットワーク接続の大気汚染源オンライン自動監視設備を設置・使用しなかった場合。

第八十一条 本条例の規定に違反し、大気中に汚染物質を排出する企業が規定に従い環境保護関連情報を公開しなかった場合、環境保護行政主管部門は、期限を定めて是正を命じ、1万元以上10万元以下の過料を科す。

第八十二条 本条例の規定に違反し、汚染物質排出許可証を取得せずに大気汚染物質を排出した場合、環境保護行政主管部門は、排出停止を命じ、併せて10万元以上100万元以下の過料を科す。排出停止を拒否した場合、批准権を有する人民政府の批准を経て、営業停止、閉鎖を命じる。

第八十三条 本条例の高汚染燃料管理に関する規定に違反した場合、以下の規定により処罰する。

(一) 市もしくは区県の人民政府が定めた期限内にクリーンエネルギーに転換しなかった場合、環境保護行政主管部門は、区県人民政府に報告し、期限を定めて撤去を命じる。

(二) 国と本市の定めた基準に適合しない燃料用石炭とその製品を販売した場合は、市場監督行政主管部門が違法行為の停止を命じ、品物の金額と同額以上3倍以下の過料を科す。石炭とその製品を没収することができる。

(三) 国と本市が定めた基準に適合しない燃料用石炭とその製品を使用した場合は、環境保護行政主管部門が期限を定めて是正を命じ、組織に対しては1万元以上5万元以下の過料を科す。

第八十四条 本条例の自動車汚染防止規定に違反した場合は、以下の規定により処罰する。

(一) 自動車排ガス汚染防止設備を不正常使用し、もしくは排ガス汚染防止設備を撤去、改装した場合は、環境保護行政主管部門が違法行為の停止を命じ、併せて1000元以上5000元以下の過料を科す。

(二) 自動車が基準を超過して汚染物質を排出した場合（自動車の黒煙排出を含む）は、環境保護行政主管部門が200元以上2000元以下の過料を科す。

第八十五条 本条例の揮発性有機化合物汚染防止規定に違反し、以下のいずれかの行為に該当する場合は、環境保護行政主管部門が違法行為の停止と期限を定めて是正を命じ、併せ得て2万元以上20万元以下の過料を科す。是正を拒否した場合は、操業停止しての是正を命じる。

(一) 揮発性有機化合物を含む廃ガスが発生する事業活動を、密閉空間・設備の中で行わず、もしくは規定に従い汚染防止設備を設置・使用しなかった場合。

(二) 燃料補給所、石油・ガス貯蔵施設および石油・ガスタンク車を使用する組織で、関連規定に従い蒸気回収装置を設置・使用しなかった場合。

(三) 工業塗装企業で規定に従い台帳を作成・保存しなかった場合。

第八十六条 飲食サービス、ドライクリーニング、自動車修理などの事業者が本条例の規定に違反し、以下のいずれかの行為があった場合、環境保護行政主管部門は、期限を定めて是正を命じ、以下の規定により処罰する。

(一) 飲食サービス事業者が関係規定に従い油煙浄化設備を設置・使用せず、油煙を基準超過排出した場合、5000元以上5万元以下の過料を科す。

(二) クリーニングと自動車修理事業者が関係規定に従い、異臭と廃ガスの処理装置などの汚染防止設備を設置せず、また正常に使用せず、周辺環境に影響が出た場合、2000元以上2万元以下の過料を科す。

第八十七条 本条例の規定に違反し、汚染防止対策をせず、大気中に有毒有害ガス、悪臭ガスを排出した場合、環境保護行政主管部門もしくはその他の監督管理権限を有する部門が改正を命じ、併せて1万元以上10万元以下の過料を科す。

第八十八条 本条例の規定に違反し、以下のいずれかの行為に該当する場合は、関係部門が以下の規定により処罰する。

(一) アスファルト、アスファルト・フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、

ごみなど有毒有害物資が発生するものを野焼きした場合は、環境保護行政主管部門が違法行為の停止を命じ、企業・団体に対しては1万元以上5万元以下の過料を科す。個人に対しては200元以上2000元以下の過料を科すことができる。

(二) 落ち葉、枯れ草の野焼き、もしくは政府指定区域外の公共場所で屋外バーベキューを行った場合は、都市管理総合行政取締機関が違法行為の停止を命じる。200元以上2000元以下の過料を科すことができる。

(三) 藁や茎を野焼きした場合は、環境保護行政主管部門が違法行為の停止を命じる。200元以上2000元以下の過料を科すことができる。

第八十九条 本条例の規定に違反し、粉じん飛散防止措置を実施せず、飛散粉じん汚染を引き起こした場合は、関係部門が期限を定めて是正を命じ、併せて以下の規定により処罰する。

(一) 施工現場でフェンス設置、シート覆い、路面舗装、散水、洗浄などの措置を採って飛散粉じん汚染を防止しなかった場合、もしくはばら荷、液状資材を専用車両を使って密閉輸送しなかった場合、建設、交通運輸、水務の各行政主管部門は、各自の職責に従い、1万元以上10万元以下の過料を科す。

(二) 工事現場でコンクリートの攪拌を行い、もしくは施工現場のモルタル・ミキサーに防じん装置を配備しなかった場合、建設、交通運輸、水務の各行政主管部門は、各自の職責に従い、1万元以上5万元以下の過料を科す。

(三) 石炭、石炭脈石、石炭殻、石炭灰、鉱物粉末、砂礫、石灰など粉じんを飛散させやすいばら荷の資材置き場で、密閉貯蔵、フェンスもしくは防風防じんネットなどの設置による有効な粉じん飛散防止措置を行わなかった場合、もしくは資材の積み降ろしに密閉もしくは散水などの方法を採用しなかった場合、環境保護行政主管部門は、1万元以上10万元以下の過料を科す。

(四) ばら荷、液状資材がこぼれて飛散粉じん汚染が生じた場合は、都市管理総合行政取締機関が本市の都市景観環境に関する規定に従い処罰する。

第九十条 本条例の規定に違反し、中規模もしくは大規模な大気汚染事故を起こした場合は、環境保護行政主管部門が汚染事故による直接損害の同額以上3倍以下の過料を科す。重大もしくは特大の大気汚染事故を起こした場合は、環境保護行政主管部門が汚染事故による直接損害の3倍以上5倍以下の過料を科す。担当の直接責任者とその他の直接責任者に対して前年度の当該企業・団体の収入の100分の50以下の過料を科すことができる。

第九十一条 本条例の規定に違反し、企業・団体その他の事業者に以下のいずれかの行為があり、過料を科し是正を命じても、是正を拒んだ場合は、処罰決

定を行った行政主管部門は、是正命令の日から起算して原過料の金額を毎日連続して科することができる。

(一) 汚染物質排出基準を超過し、もしくは重点大気汚染物質排出総量規制指標を超過して、大気汚染物質を排出した場合。

(二) 闇排出、監視データの改ざん・偽造などの監督回避の方法により、大気汚染物質を排出した場合。

(三) 汚染物質排出許可証を取得せずに大気汚染物質を排出した場合。

(四) 施工現場でフェンス設置、シート覆い、路面舗装、散水、洗浄などの飛散粉じん汚染防止措置を採らず、もしくはばら荷、液体資材を専用車両で密閉せずに輸送した場合。

(五) 工事現場でコンクリートの攪拌を行い、もしくは施工現場のモルタル・ミキサーに防じん装置を配備しなかった場合。

(六) 石炭、石炭脈石、石炭殻、石炭灰、鉍物粉末、砂礫、石灰など粉じんを飛散させやすいばら荷の資材置き場で、密閉貯蔵、フェンスもしくは防風防じんネットなどの設置による有効な粉じん飛散防止措置を行わなかった場合、もしくは資材の積み降ろしに密閉もしくは散水などの方法を採用しなかった場合。

第九十二条 毎日連続過料を科された企業・団体その他の事業者に対し、毎日連続過料を決定した日から7日以内に、環境保護行政主管部門もしくは行政処罰決定をした行政主管部門は、その主要責任者と面談し、社会に面談状況、是正措置および結果を公表する。

第九十三条 企業・団体その他の事業者に本条例の規定に違反する以下のいずれかの行為があった場合で、まだ犯罪を構成しない場合は、関係法令の規定に従い処罰するほかに、環境保護行政主管部門が公安機関に移送し、担当の直接責任者とその他の直接責任者を公安機関が拘留する。

(一) 建設プロジェクトで環境影響評価を行わず、建設停止を命じられても執行を拒否した場合。

(二) 法律規定に違反し、汚染物質排出許可証を取得せずに汚染物質を排出し、排出停止を命じられても執行を拒否した場合。

(三) 闇排出、監視データの改ざん・偽造などの監督回避方法で、大気汚染物質を排出した場合。

第九十四条 環境保護行政主管部門その他の大気環境保護監督管理の職責を負う部門に大気汚染防止業務において以下のいずれかの行為があったときは、任免機関もしくは監察機関が管理権限に従い、担当の直接責任者とその他の直接

責任者を処分する。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

- (一) 違法に行政許可決定をしたとき。
- (二) 大気環境汚染行為の告発を受け、もしくは他の部門から移送された法令違反事案を、処罰せず、もしくは告発者の情報を漏らしたとき。
- (三) 規定に違反し大気環境関連情報を公開しなかったとき。
- (四) 徴収した汚染物質排出費を上納しなかったり、横領、流用したとき。
- (五) 職権乱用、職務怠慢、情実による不正その他の行為があったとき。

## 第十一章 附則

第九十五条 本条例にいう高汚染燃料とは、原炭・散炭・石炭脈石・粉炭・泥炭・燃料油（重油と残油）、石油コークス、各種可燃廃棄物など、燃料中の汚染物質含有量が国家関連上限値を超える練炭・軽油・灯油・石炭ガスを指す。

本条例にいう非道路移動用機械（オフロード機械）とは、道路上を走行しないガソリンもしくはディーゼルを燃料とする建設機械、農業機械などの機械で、例えばトラクター、杭打機、発電機などである。

第九十六条 本条例に規定する行政処罰は、市人民政府の大気汚染防止行政取締の職責を負う部門が公平公正、罪刑均衡の原則に基づき、行政処罰自由裁量基準を制定し、併せて社会に公表する。

第九十七条 本条例は、2015年3月1日より施行する。2002年7月18日天津市第十三期人民代表大会常務委員会第三十四回会議を通過し、2004年11月12日天津市第十四期人民代表大会常務委員会第十五回会議で修正された「天津市大気汚染防止条例」は、同時に廃止する。

[http://www.tjhb.gov.cn/env/laws\\_and\\_regulations/local\\_rules\\_and\\_regulations/201501/t20150130\\_13661.html](http://www.tjhb.gov.cn/env/laws_and_regulations/local_rules_and_regulations/201501/t20150130_13661.html)